

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	40
許認可等の種類	特定施設整備事業に適合している特定施設に対する適合証の交付			
根拠法令条例等・条項	長野県福祉のまちづくり条例 第17条第2項 長野県福祉のまちづくり条例適合証交付要綱(平成7年8月31日付7障第301号地方事務所長、市町村長あて通知)			
許認可等の概要	長野県福祉のまちづくり条例施行規則に定める「特定施設整備基準」に適合していると認められる特定施設の所有者又は管理者に対する適合証の交付			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>長野県福祉のまちづくり条例第10条第1項 (特定施設整備基準等) 第10条 知事は、特定施設における出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の部分で不特定かつ多数の者の利用に供するもの(次項及び第18条において「出入口等の部分」という。)の構造及び設備の整備に関し、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための必要な基準(以下「特定施設整備基準」という。)を定めるものとする。</p> <p>長野県福祉のまちづくり条例第17条第2項 (適合証の交付等) 第17条 特定施設の所有者又は管理者(以下「特定施設の所有者等」という。)は、特定施設が特定施設整備基準に適合していることを証する証票(以下この条において「適合証」という。)の交付を知事に請求することができる。 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特定施設が特定施設整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。 3 知事は、前項の規定により交付した適合証に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しなくなると認める場合その他必要と認める場合は、適合証の交付を受けた特定施設の所有者等から当該適合証を返還させることができる。</p> <p>長野県福祉のまちづくり条例施行規則第3条 特定施設整備基準) 第3条 条例第10条第1項の基準(以下「特定施設整備基準」という。)は、別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第2は 別紙のとおり</p>			
基準の制定根拠	長野県福祉のまちづくり条例施行規則第3条			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	申請から交付まで35日を超えない範囲とする。			
期間の制定根拠	建築基準法の確認申請の審査期間に準じる。(別紙のとおり)			